

【生命保険契約等の一時金の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第225条第1項第4号に規定する給付並びに非居住者及び外国法人に支払う法第161条第1項第14号に規定する給付のうち一時金について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「未払利益配当金等」の項には、その一時金に係る第86条第1項第3号に掲げる剰余金又は割戻金の額を記載すること。
 - (3) 「既払込保険料等」の項には、その一時金に係る第86条第1項に規定する生命保険金等に係る契約（以下この表において「生命保険契約等」という。）に基づき分配又は割戻しを受けた剰余金又は割戻金の額を控除した生命保険料等の金額を記載すること。
 - (4) 「保険事故等」の欄には、死亡、満期、解約その他その一時金の支払事由を記載すること。
 - (5) 「保険等の種類」の欄には、生命保険契約等の種類を記載すること。この場合において、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく租税特別措置法施行令第2条の28第1項に規定する解約返戻金で租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用がないものについては、「財形年金等」と記載すること。
 - (6) 契約者以外の者が保険料等の払込みをしていることが明らかなものについては、「保険契約者等」の欄にその保険料等の払込人を記載すること。
 - (7) 第86条第1項第8号に規定する契約者の変更があつた場合には、次によること。
 - イ 「直前の保険契約者等」の欄に、当該変更前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - ロ 「既払込保険料」の項の内書に、現契約者（6）に該当する場合には、その保険料等の払込人が払い込んだ保険料等の額を記載すること。
 - ハ 「契約者変更の回数」の欄に、当該生命保険契約等に係る契約者の変更の回数を記載すること。
 - (8) 解約の場合には、解約返戻金相当額を「保険金額等」の欄に記載すること。
 - (9) 保険金受取人が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。